

平成30年7月豪雨に伴う交通誘導警備員の配置に関する取扱いについて

平成30年7月豪雨災害の復旧工事に伴い、今後、交通誘導警備員の確保が困難となり公共工事の円滑な施工に支障を及ぼす恐れがあるため、広島県交通誘導員対策協議会において関係機関と調整のうえ、次のとおり交通誘導警備員の配置に関する取扱いを定めました。

建設工事の施工は、円滑な道路交通と安全を確保するため、警備会社の交通誘導警備員を活用することを原則としますが、交通誘導警備員が確保できなかった場合はやむを得ず、令和3年3月末までの期間限定で「自家警備」を行えることとしました。

【「自家警備」とは】

他人の需要によって交通誘導警備業務を行うのではなく、自己の需要に応じて当該工事元請業者又は下請業者が主体となって施工する場合は下請業者（以下「事業者」という。）の社員が交通誘導警備業務を行うことをいいます。他人の需要によって交通誘導警備業務を行う場合は、「警備業法」の適用となりますが、自己の需要に応じて交通誘導警備業務を行う場合は、「警備業法」の適用外となります。

1 交通誘導警備員の資格要件

交通誘導にあたっては、路線別に次のとおりとします。

- (1) 公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1名以上の交通誘導警備検定合格者（1級または2級）を配置してください。

資格	資格要件
交通誘導警備検定合格者 （1級及び2級）	・警備業法第23条の1に定める検定（交通誘導警備）に合格したもの
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を受けているもの ・警備業法における指定講習を受講したもの

- (2) 上記以外

交通誘導警備業務を行う必要がある場合、受注者は、別紙1の交通誘導の検討フロー図により交通誘導の方法を決定します。

2 交通誘導の配置に関する共通の留意点

路線によらず、交通誘導警備業務を行う場合は、規制区域毎に同一の警備会社又は事業者（以下「警備会社等」という。）とし、規制区域毎に指揮命令系統が独立していれば複数の警備会社等による交通誘導が可能となります。（別図1）

なお、規制区域内に複数の警備会社等が混在している場合は、労働者派遣法違反となる可能性があるので注意してください。

3 交通誘導警備員の確保について

交通誘導警備員の配置が必要な場合は、受注者が5者の警備会社へ照会することで交通誘導警備員の確保が可能かの判断を行います。なお、照会方法は任意とするが、照会の結果（照会日時、警備会社名、担当者名、確保できなかった理由）は、記録を残しておいてください。

4 工事用信号機による交通誘導について

工事用信号機による交通誘導の可否については、本線交通量が比較的少ないこと、単路部、区間内に支道部又は乗入部からの流入がほとんどないこと、その他、これまでの実績や現地の状況を総合的に判断し、工事用信号機による交通誘導が可能なことのいずれかの条件を満たすことから判断することとしますが、現場条件に応じて工事用信号機に併用して交通誘導警備員の配置が必要な場合もあるので、受注者は、工事を行う場所を管轄する警察署と打ち合わせをして決定することとします。

5 事業者による自家警備について

(1) 自家警備従事者の資格要件

自家警備従事者は、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有するもの又は過去3年以内に広島県交通誘導警備員対策協議会が承認した団体（（一社）広島県建設工業協会又は広島県建設業協会連合会）が実施する安全講習会を受講しているものとします。

ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導に必要な人員は全て同一の事業者とします。自家警備は、自己の需要に応じて行うものであることから、下請業者が主体となって施工する部分は、当該下請業者が自家警備に従事するものとします。なお、下請業者が施工中に元請業者が交通誘導警備業務を行う場合は、労働者派遣法違反に該当する可能性があるので注意してください。（別図2）

(2) 自家警備の判断の目安

自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制が確保できる等から総合的に判断することとし、例えば工事用道路への出入口、支道部・車両の乗入部からの流入が少ない場合がこれに該当します。（別図3）

(3) 自家警備の事務の流れ

自家警備が可能な場合は、受注者は、自家警備の理由書（様式1）を作成し監督員に提出してください。併せて警備業協会にもFAX又は電子メールで理由書を提供してください。（別図4）

(4) 自家警備の留意点

自家警備であっても、契約図書に基づき適正な交通誘導警備業務を行ってください。また、自家警備中に、当該事業者の過失により交通事故が発生した場合、当該事業者がその損害を賠償する必要があることに留意してください。

(5) 自家警備の監督

監督員は、配置計画通りに配置された自家警備従事者が資格要件を満たすものであることを安全講習会の受講証によって確認してください。

6 自家警備の労務単価

自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とします。

7 適用期間

令和3年3月末日まで適用とします。

8 添付資料

- ・交通誘導の検討フロー図（別紙1）
- ・交通誘導警備員の配置に関する留意点（別図1）
- ・自家警備に関する留意事項（別図2）
- ・自家警備の配置に係る判断の目安（別図3）
- ・自家警備等に至る事務フロー例（別図4）
- ・自家警備の理由書（様式1）（記載例）
- ・自家警備の理由書（様式1）
- ・平成30年7月豪雨に伴う交通誘導警備員の配置に関する取扱い Q&A

－問い合わせ先－

水道局技術部技術管理課 施工管理係 TEL 082-511-6838